

四日市市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第35号

四日市市印鑑条例の一部を改正する条例

四日市市印鑑条例（昭和59年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、登録印鑑は次の各号に該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）</u>若しくは通称（<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、屋号、資格その他氏名、<u>旧</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市の</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、登録印鑑は次の各号に該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、屋号、資格その他氏名又は</p>

氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3)から(6)まで (略)

- 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録)

第6条 市長は、印鑑登録の申請について確認をしたときは、印鑑登録票に印影のほか次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称）

(4)及び(5) (略)

(6) 外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

通称以外の事項を表しているもの

(3)から(6)まで (略)

- 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民基本台帳の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録)

第6条 市長は、印鑑登録の申請について確認をしたときは、印鑑登録票に印影のほか次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 氏名（外国人住民に係る住民基本台帳に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

(4)及び(5) (略)

(6) 外国人住民が住民基本台帳の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

(印鑑登録の消除)

第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当したときは、印鑑の登録を消除するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 氏名、氏 氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更により登録している印鑑が第5条第2項第1号の規定に該当したことを市長が知ったとき。

(5)及び(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録の消除)

第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当したときは、印鑑の登録を消除するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更により登録している印鑑が第5条第2項第1号の規定に該当したことを市長が知ったとき。

(5)及び(6) (略)

2 略

## 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(市民文化部市民課)